字惣作田前場　二一一〇番　十八号
字惣作田　二〇九八番　十九号
字西山　二五五〇番　二十号
二五五二番一　二十一号から二十五号まで
字杉下　二五八八番　二十六号から三十号まで
二五八九番　三十一号
字国師河原西　二〇八九番一　三十二号
字国師西　二〇八七番　三十三号
字国師　二〇八〇番　三十四号
二〇七七番一　三十六号
二〇七七番二　三十七号
字国師谷添　二〇七八番　三十五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
百まち奥谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県高梁市川上町上大竹
字末信　二〇六〇番二　一号
字田淵道ノ下タ　二〇六五番　二号
字田淵前　二〇六七番一　三号
字田淵ノウシロ　二〇七一番　四号
字田淵後道ノ上エ　二〇七四番　五号及び六号
字中ノ迫　二〇九六番　七号
字ソウリ久保　二一七二番二　八号
字家ノウエ　二一六七番　九号
字田淵後家ノ向　二〇七七番　十号
字中曽根道ノ下タ　二〇七五番　十一号及び十二号
二一二二番一　十三号
字柿木ダン　二一二三番一　十四号
字長通リ下タ　二一二三番　十五号
地先道路敷
字道ノ下タ　二一二七番二　十六号

○国土交通省告示第二百三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の三の規定に基づき、国土交通大臣が指定する農産物の処理に供する建築物を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

農産物の処理に供する建築物を指定する件

建築基準法施行令第百三十条の九の三の規定により国土交通大臣が指定する農産物の処理に供する建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　米、小麦、大麦その他これらに類する農産物の乾燥又はもみすりに供する建築物であって、次のイ又はロのいずれかに該当する事業を営むもの

イ　当該農産物の乾燥で出力の合計が二キロワットを超える原動機を使用するもの

ロ　当該農産物のもみすりで出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの

二　大豆、小豆その他これらに類する農産物の乾燥に供する建築物であって、当該農産物の乾燥で出力の合計が二キロワットを超える原動機を使用するもの

三　茶の精揉に供する建築物であって、当該茶の精揉で出力の合計が二キロワットを超える原動機を使用するものを営むもの

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池ノ内谷一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
徳島県海部郡美波町北河内
字本村　三六二番　一号
四八四番一　二号から八号まで
四八〇番一　九号及び十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池ノ内谷二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
徳島県海部郡美波町北河内
字本村　四七五番一　一号及び二号
四七八番　三号及び四号
三六〇番　五号

○国土交通省告示第二百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和三十四年建設省告示第千七百五十九号で指定した蔵見川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から塩見川合流点までの区間の河川敷
鳥取県鳥取市福部町南田
字中瀬　二三四番地先水路敷　一号及び二号

○国土交通省告示第二百三十七号

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の七第二号ロ、第三号及び第五号の規定に基づき、平成五年建設省告示第千四百四十号等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

（平成五年建設省告示第千四百四十号の一部改正）

第一条　平成五年建設省告示第千四百四十号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の七第三号の規定により、合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの及び国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるものは、次に掲げるものとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の四第二号の規定により、合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの及び国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるものは、次に掲げるものとする。

第二条　平成五年建設省告示第千四百四十一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の七第五号の規定により、国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法は、次に掲げるものとする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九の四第四号の規定により、国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法は、次に掲げるものとする。